



3文ス第1864号
令和4年2月1日

公益財団法人福島県体育協会 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

1月28日に開催された「第116回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおり標記対策の改定が決定されました。（別紙参照）

つきましては、貴団体におかれましても、改定内容を確認のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、今回の改定について周知いただくようお願いいたします。

記

<まん延防止等重点措置>

- (1) 対象地域：福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市を除く県全域
- (2) 実施期間：1月30日（日）～2月20日（日）まで

(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3健第13191号
令和4年1月28日

各 部 局 長
教 育 長
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長
〔 福 島 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

全国各地で、連日新規陽性者数が過去最多を更新するなど、「第6波」が急速な勢いで進む中、県内においても「まん延防止等重点措置」を実施している5市を始め、全域において感染拡大に歯止めがかからない状況となっております。

こうした状況を踏まえ、本日開催した「第116回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、非常事態宣言を発出するとともに「まん延防止等重点措置」の区域を県全域に拡大することとしましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

なお、各市町村及び各新型コロナウイルス感染症対策地域本部には別途通知していることを申し添えます。

記

<まん延防止等重点措置の追加>

- (1) 対象地域：福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市を除く県全域
- (2) 実施期間：令和4年1月30日（日）から2月20日（日）まで

〔 事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム
電話（総括班）024-521-7872
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp 〕